

基本計画策定委員会について

1. 委員会の目的

広沢国有地等利活用事業において、その柱となる基本計画の策定について必要な検討を行い、提言書として取りまとめ、市長へ報告することを目的とする。

2. 委員会の主な審議内容

第一回 基本コンセプトについて審議

第二回 基本計画（素案）について審議

第三回 基本計画提言書の承認

3. 委員会の公開について

- (1) 委員会は公開で行う。
- (2) 委員名簿は公開する。
- (3) 委員会での発言は、議事録として公開する。